

相続法 3 : 具体的相続分と相続財産の管理

2012/07/23

松岡 久和

Case 28-1 Aが死亡し、妻Bと子C D Eが相続人である。Aの主要な財産は、店舗兼住宅である土地建物（5000万円相当）と預金類1000万円であった。

Cおよびその妻FはA Bと同居して商売を一緒に営んでいたのみならず、Aが病臥してからは、Cが商売を、Fが病身のAや病弱のBの面倒を見てきた。Aの死亡保険金2,100万円は、受取人として指定されていたBが受け取った（なおAが支払ってきた保険料の総額は600万円で予定保険料総額は1800万円だったとする）。Dは結婚したときに、嫁入り道具と持参金（預金）など500万円相当をAからもらっている。Eは兄弟中唯1人大学に進学し、Aから学費や下宿代等で1000万円相当の援助を受けたほか、600万円の遺贈を受けている。

また、Aには孫が5人いたが、AはとりわけDの子Gを可愛がり、雛壇や着物の費用などの形で、他の孫4人より200万円程度は多めに贈与を行っていた。

以上の事情の下で、B C D Eが具体的相続分として取得する額はいくらになるか。

【具体的相続分の確定－特別受益の合算】

1 指定相続分と法定相続分

- ・遺言による相続分の指定が可能（902条）。相続分の指定は稀で法定相続分が基本
- ・法定相続分を基礎に具体的に相続人が取得する取得額（具体的相続分）を確定

2 特別受益の「持ち戻し」（903条）

- ・各相続人が被相続人から受けた一定の遺贈や贈与を計算のうえで現存遺産に加算し、それを相続財産とみなして（**みなし相続財産**）、具体的相続分を計算する制度

←遺産の前渡しの性格、被相続人の意思、共同相続人間の平等の確保

- ・「持ち戻し」は計算上にすぎず、贈与や遺贈の効力を否定しない
- ・持ち戻し計算では現存遺産には債務を含まない（多数説；債務は法定相続分で当然分割）
- 理由** 非清算主義、具体的相続分による債務の分割は相続人間に不公平、債権者にとっても不利益、1029条1項の反対解釈

※反対説をとっても、相続人間の内部分担の問題として相続債権者には対抗不可

- ・持ち戻し免除（903条3項）：相続人以外への遺贈等と同等扱いする被相続人の意思表示
持ち戻し計算はされないが、遺留分減殺請求は可能（通説）

3 特別受益の対象と計算

(1) 特別受益の対象

- ・遺贈＋婚姻、養子縁組、生計の資本としての贈与。贈与の時期は問わない
- 判例** PⅢ 132（特別受益財産該当性は遺産分割審判の前提判断。独立の訴えは確認の利益を欠く）
- ・死亡退職金・生命保険金は特別受益に準じて限定的に考慮可能（判例・有力説）
- 判例** PⅢ 131（死亡保険金で肯定。関連判例多数も参照）

(2) 特別受益の計算

(ア) 評価基準時はいつか？

受贈時説
相続開始時説（通説）←①財産持分・相続分譲渡の肯定との均衡、②903条、③904条
 遺産分割時説

(イ) 評価の方法

- ・贈与財産のその後の増減はないものとして相続開始時で評価し加算する（904条）

※立法論的には批判あり

- ・贈与財産は相続開始時の時価評価。金銭についても貨幣価値変動を考慮する

判例 PⅢ 132（30年以上前の贈与を物価指数により250倍に換算）

- ・生命保険金については、保険料説、保険金説、既払保険料比例計算説などがある
 - ・各相続人の具体的相続分は、遺贈・贈与分を控除
- (3) 特別受益の価額が法定相続分を超える場合（超過特別受益）
- ・具体的相続分はゼロになるが、超過分の返還義務は生じない
 - ・超過部分は他の相続人の負担となるが、計算方法が対立
 - ①超過特別受益者を不存在と擬制する方法
 - ②暫定計算した具体的相続分の割合によって現実遺産を分配しなおす方法
 - ③超過分を法定相続分で案分する方法

【寄与分】

- 1 寄与分制度の意義（1980年改正。904条の2）
 - ・被相続人の財産の維持・増加に貢献した相続人がそれに対する対価や補償を得ていない場合に、その者の取得額を増やして利害関係を調整し、相続人間の公平を図る制度
 - ・創設前は、①遺産分割における考慮、②共有認定、③不当利得返還請求などで対処
- 2 寄与分考慮の要件と効果
 - ・**要件** 被相続人の財産の維持又は増加に対する相続人の「特別の」（≠通常の）寄与
 - 例** 家業に関する労務の供、財産上の給付、被相続人の療養看護（第1項）
 - ・**効果** 寄与分額ないし割合を相続開始時の財産から控除（第1項）
 - 具体的な額や割合は、共同相続人の協議または裁量的な審判により決定（第2項）
 - 請求は遺産分割の調停や審判時に行う（第4項）。上限：（みなし相続財産－遺贈）額
- 3 問題点
 - ・相続人以外の者の寄与は不考慮（設例のF。ただし、Cの生存中はCの寄与と評価可能）
 - ・要件効果がきわめて不明確なため他の制度との抵触が生じかねない
 - 例** 遺留分との関係（通説は寄与分優先）、特別受益との関係（通説は同時適用説）

【相続分の譲渡】

- ・相続分（相続人の地位ないし相続した包括的な持分）は遺産分割前に譲渡可能
 - 譲受人は相続人と同じ地位に立って遺産分割にも参加できる
- ・譲渡した相続人は相続債務を免れない（⇒譲受人が重疊的債務引受）
- ・共同相続人の相続分取戻権（905条）←他人が介入することによる紛争の回避
 - 要件** ①相続分の譲渡、②無断譲渡、③「第三者」への譲渡
 - 行使** ①価額と費用の償還、②取戻しの意思表示（形成権）、③譲渡後1か月以内
 - 効果** 取戻権行使者に当該相続分が帰属

【遺産の「共有」】

Case 28-2 Aが死亡し、妻Bと子C D Eが相続人である。Aの主要な積極財産は、店舗兼住宅である土地建物（3000万円相当）、商品類2000万円相当および預金類1000万円であった。一方、Aは、X₁に対し1000万円の商品代金債務、X₂に対し訴外Sの借入金2000万円の連帯保証債務を負っていた。Xらは誰にどれだけ請求できるか。

- 1 遺産共有の性質－共有説対合有説
 - ・共有説（判例・通説）：898条の「共有」は通常の共有（249条以下）と同じ
 - 持分権の処分を肯定。909条ただし書は当然の規定
 - ※管理や分割について必ずしも249条以下の規定が単純に適用されるのではない点には注意
 - 批判** 遺産分割前に個々の財産持分の個別処分や分割請求を認めるべきでない
 - ・合有説（かつての有力説）：898条の「共有」は組合財産（668条）同様に合有。債務も合有的帰属（後述。※共有説を採っても債務は不可分とする考え方もありうる）
 - 持分権の処分を否定。909条ただし書は善意者保護の特別規定

合有説はさらに、遺産全体合有説と個別財産合有説に分かれる

- 批判** (遺産全体合有説に対して) 相続財産を財団のように考える根拠がない
 合有の特別な登記の方法がない。遺産管理は249条以下によらざるをえない
 ・両説止揚の方向－結局は分割時点に焦点を合わせた合目的・総合的な解釈へ
 遺産共有は分割までの暫定的な性格：個々の財産に対する持分権の
 権利性は浮動的・潜在的で分割による遡及的に帰属が決定される

2 相続債権・債務の帰属

- ・ **判例・通説の原則** 可分である限り当然分割 (427条－分割原則。PⅢ 122・124)
 →遺産分割の対象外で、各自が法定相続分に応じて単独行使・単独負担
 連帯(保証)債務も分割したうえで主たる債務と連帯(PⅢ 126)
 全員による遺産の売却代金債権も分割債権になる
 ※銀行実務は共同相続人の一部のみによる預金の払戻請求には応じない
 PⅢ 123：共同相続人の1人が保管する現金の遺産分割前の引渡請求を否定
 - ・ **例外** 不可分債権 (428条。例 買受不動産の引渡請求権)、不可分債務 (430条。不可分な給付の対価 (例 将来の賃料債務など) を含む)
 - ・ **問題点** ①取立が煩瑣、②負担部分の確知困難、③無資力者からの回収不能、④分割の場合の担保責任 (912条) との抵触
- (a) 債権
 合有債権説：共同相続人による共同行使のみ可能
 不可分債権説：共同相続人の一人による全額の行使可能 (428条)
- (b) 債務
 合有債務説：共同相続人全員に対して請求しなければならない
 不可分債務説：共同相続人各人に全額の請求が可能 (430条)
 ※分割原則を認めつつ連帯債務(連帯保証債務を含む)にはそれを適用しない説も有力

【相続財産の管理と処分】

Case 28-3 Case28-2の場合に、家業を継いだCがBの黙認を得て、本件不動産について勝手に単独相続の登記を行い、その後、不動産をKに売却・移転登記をしてしまった場合、DやEはKに対して何らかの請求ができるか。

- 1 共同相続人による管理
 - ・承認・放棄選択前は918条による。承認後・分割前の管理規定を欠く
 - ・249条以下に従えば
 - (a) 保存行為 各共有者が単独で可能
 (例) 相続不動産の修繕、不法占拠者への妨害排除・明渡請求、無効登記の抹消請求
 - (b) 管理行為 持分による多数決 (252条)
 (例) 物の使用収益(含：賃料の取立て)、不動産の短期賃貸(収益物件では長期賃貸も)
 共同相続人の一人の相続不動産利用は分割まで維持。多数決による管理行為を修正 (PⅢ 121)
 - (c) 処分行為 全員一致が必要 (251条)
 (例) 物の売却、担保提供、地目の変更、(収益物件を除く)不動産の長期賃貸
 - ・多数決への不満・意見不一致⇒遺産分割
 - ・管理費用は相続財産の負担 (885条)
- 2 持分を超える財産処分の効力
 - ・持分の限度でのみ有効。第三者保護規定 (94条2項類推、110条、192条など) が妥当しない限り、他の相続人は対抗要件なくして持分権を主張できる (PI234)
 - ・第三者が有効に取得した持分権は相続財産から離脱(譲渡代価を分割において考慮)
 →他の相続人との通常の共有。分割も共有物分割手続 (256条、258条) による (PⅢ 137)

3 相続財産管理人等による管理

- ・ **要件** (以下のいずれか)
 - (a) 共同相続人全員の合意によって遺産管理を委託する場合
 - (b) 被相続人が遺言で遺言執行者を指定した場合 (1012条)
 - (c) 家庭裁判所が遺産分割前の保全処分として遺産管理者を選任する場合
 - ・ **効果**
 - ・ 管理人の権限内の行為は代理として共同相続人を拘束 (1015条) *
 - ・ 遺言執行者のある場合、相続人は相続財産処分権を失う (1013条、1014条)
- * (a)の場合は委任契約および委任規定による。(b)の場合は遺言執行に必要な範囲、(c)の場合は不在者の財産管理人 (27条-29条) に準じ、原則として処分行為を含まない (103条)